

新人教員に必要な実践力と資質能力

―7年間の教職実践セミナーの取組を通して―

釘持勉

小金井市立小金井第一小学校長

はじめに

教員採用選考結果から3ヶ月あまりが経つと、いよいよ採用予定地域での教育委員会及び配置校の面接が始まる。大都市圏を中心に教員の大量採用時代はしばらく続く見通しで、毎年4月には多くの新人教員が各学校に赴任する。

筆者は、教員養成と採用の接続をねらいとした東京学芸大学の『教職実践セミナー』を担当して7年目を迎える。平成22年度のプログラムは、3年後（平成25年度）に実施される教職実践演習を視野に入れて、現在進められている。本稿では、ここでの実践を中心に、新人教員に必要な実践力と資質能力について論述する。

1 新人教員に必要な実践力

筆者が校長を務める小金井第一小学校には、教職3年未満の教員が現在9名在籍している。初任者研修に関しては、平成20年度から年間170回を目標に、校内で毎日実施している。

校長、教務主幹を中心に、短時間でも勤務時間内に実施するようにしている（1年次～3年次研修は年間42回行われる）。ここでの研修内容を以下に述べることにする。

学校運営・学級経営に関すること

学年所属の意味、校務分掌の役割、挨拶はどうする、学習規律をどう伝える、学級担任の一日 ほか50項目
問題行動に関すること

耐性を育てる生活指導、いじめ防止、規範意識を育てる生活指導、生活規律を守る、授業の中での規範意識 ほか43項目
授業改善に関すること

対話活動の保障、教科の特性を考える、学習環境を考える、板書の仕方、学習規律の具体化 ほか55項目

このような内容を意図的・計画的に進め、演習形式を取り入れて教師としての実践力を身に

付けるように働きかけをしている。ここで取り上げている内容そのものが新人教員に必要な実践力であり、学校がまさに抱えている問題と合致しているといっても過言ではない。

具体的な例を示してみよう。板書の仕方についての研修『ひらがなを板書しよう』に関しては、新人教員にとって次のような課題が挙げられる。

- ① 文字の大きさをどうすればよいか
- ② チョークの持ち方はできているか
- ③ ひらがなの書き方は正しいか
- ④ 黒板のどこから書けば文字は整うか
- ⑤ 相手に整って見えるように書くにはどうすればよいか

実際は、チョークの持ち方からひらがなの書き方まで大学では学んでいないので、ほとんどの教員は自己流で黒板に向かう。たとえば、ひらがなの「ま」では、一画目、二画目の横線が真横に長くなっていたり、結びのところ丸くなって読みにくかったり、文字の外形が整って

いないことも少なくない。また、一文字一文字の整え方が定着していない状況もあったり、どの学校の新人教員も同様のことが言えそうであると考える。こうした事実は板書の仕方だけでなくとどまらず、状況にあわせて一つ一つの対処法が身に付いていないのが実情である。

生活指導上の課題として、たとえば「落書きの対応」については、児童に基本的なことを指導・助言してもそれが定着するには時間がかかり、対応のスピード感が得られずに、保護者とのトラブルに発展する契機となることもある。落書きへの対応を示すと、①落書きの内容の把握、②落書きの規模の把握と記録、③落書きの消去、④人権上配慮を要する落書きは管理職に報告すること。これは教師の身に付けるべき鉄則である。対応の遅れが学級運営・学校運営を危機に導くことにもなりかねない。

こうした内容を日々の実践とおして研修すること、身に付けるべきことの着実な定着を目指していくのである。今の新人教員に必要な実践力は、日々の学級運営や授業の中でまさに表出している課題であって、毎日の研修で改善していかなければならないのである。

2 教員就職まで、学生は何を学ぶべきか

教員内定は2月から始まり3月下旬まで、名簿登載の状況によってその時期にはかなりの開きがある。ここでは、教員採用選考の合格時点など一定期間余裕のある段階で学ぶべきことを記すことにする。また担当する学年に関しては、通常卒業式後に校長から報告されるので3月の下旬となる。

(1) 学級開きにかかわる内容を学ぶこと

ここでは、4月当初に考えられる内容を自分なりに理解して、実践の場を想定して考えなくてはならない。

学級経営に関すること

児童の名前の呼び方、座席の決め方、学級経営方針の策定、挨拶、保護者会の進め方、週計画の作成、各教科の授業の在り方、学級教育目標、新年度の事務処理校務分掌に関すること

校務分掌の基本的な進め方、学校組織の状況、自己の役割と進め方、分掌の意義
学年経営に関すること

学年経営方針、学年での自己の役割、学年だよりの執筆、各種行事の分担、遠足等の実地踏査

職員会議に関すること

自己の役割によつては提案文書の作成、
決裁文書の流れの理解

教員内定の時期が3月下旬になる場合もあり、4月当初のことをゆとりをもって学ぶ機会がないまま新年度を迎えることもあり、名簿登載された時期から意識的に学ばなければならぬ。身に付けるべき必要な実践力として、これらの意識づけをしておきたい。

(2) 授業に関する内容を学ぶこと

新人教員として毎週作成する週計画は、次週の授業に対する計画及び安全に関する配慮を記載して管理職から決裁を得ることになる。また、その週の状況や子どもたちの様子を記載することも可能であり、週案簿(週計画を作成する冊子)の記入は教員にとって慣れるまでに時間がかかるものである。記入に際し必要なことは十分認識させておきたい。

各教科に関して

各教科の目標、本時のねらい、活用する資料についての情報、体育等は安全に配慮した場の設定

自己の作成物に関して

学級だより、学習カード、ワークシート

管理職の配布物に関して

資料として配付したものの添付

生活指導上の課題

学級の生活指導の状況と対応について、

気になる子の情報

その他

学級情報、一週間の授業を終えてなど自

由意見

(3) 生活指導に関する内容を学ぶこと

生活指導に関する対応にスピード感がなく、その日のうちに解決する方向性が見いだせない
新人教員は少なくない。その意味でも、基本的な生活指導の対応を学んでおきたい。

生活指導は、毎日の学級内で起こりうる様々なトラブルに対して毅然とした態度で臨むこと、また子どもに対し丁寧な対応が求められ、一人一人の人權に配慮した取組が欠かせないことを学ぶ必要がある。

名前の呼び方

一人一人の名前は尊重されるべきものの認識で「〜さん」「〜くん」と言える

日常的な言い方を徹底する

座席の決め方

担任が、児童の活動を想定して対話や話し合いが十分にできるように配慮する物がなくなつたときの対応

大切にしている物がなくなつたときの対応と認識して、学級みんなで探す手立てを日常化する

いじめの対応

当事者双方、第三者、そして学級全体、学年全体という状況で指導の方向性を明確にする。いじめはどの学校、どの学級でもありうることとの認識といじめは許されない行為であり、あつてはならない行為との認識

金銭トラブルの対応

金銭の貸借をしない、金銭で人間関係を保つことは間違つた行為、耐性の習慣化を認識する

当番活動の対応

一人一人の役割分担と段取りを指導、貢献意識を高める手立てとして有効な機能が働くようにする

平成22年度は、11月6日から2月5日の土曜日6日間を活用し、次頁の表に示したカリキュラムを実施している。

10の講座と9の演習のほか、小・中学校若手教員の体験談5本と講師による教育の最新情報を伝えるワンポイントレッスンを取り入れて実践セミナーを開講している。そして、学生による授業評価を毎回実施して講座の充実に活かし、受講生の質問等には必ず応える機会を設定して取り組んでいる。受講生から常に言われていることは次のようなことである。

「このような講座を積極的に活用して、4月からの学校現場に行きたい」

「もっと早い時期からこのような講座があるとありがたい」

「現場の声が反映されて、考えさせられることばかりだが自信をもって臨めそう」

「今、学校で起こっている生の声が常に聞けてわかりやすい」

「演習は、当たり前のことをどう具体化するばよいか考える機会となった」

「同じ教職を目指す仲間とかかわれる絶好の

3 東京学芸大学「教職実践セミナー」

のカリキュラム

平成22年度は、11月6日から2月5日の土曜日6日間を活用し、次頁の表に示したカリキュラムを実施している。

10の講座と9の演習のほか、小・中学校若手教員の体験談5本と講師による教育の最新情報を伝えるワンポイントレッスンを取り入れて実践セミナーを開講している。そして、学生による授業評価を毎回実施して講座の充実に活かし、受講生の質問等には必ず応える機会を設定して取り組んでいる。受講生から常に言われていることは次のようなことである。

「このような講座を積極的に活用して、4月からの学校現場に行きたい」

「もっと早い時期からこのような講座があるとありがたい」

「現場の声が反映されて、考えさせられることばかりだが自信をもって臨めそう」

「今、学校で起こっている生の声が常に聞けてわかりやすい」

「演習は、当たり前のことをどう具体化するばよいか考える機会となった」

「同じ教職を目指す仲間とかかわれる絶好の

「同じ教職を目指す仲間とかかわれる絶好の

表 平成22年度 教職実践セミナー

講師は、東京都小金井市をはじめとした多摩地区や杉並区、豊島区、江戸川区等23区の公立小・中学校、都立高校、都教育相談センター等で、採用2、3年くらいの若手教員から、ベテラン教員、副校長、校長まで、毎回数名の現職教員が務める。

日時	内容・時間割	
第1日 11月6日(土) 10:00～16:00	1 開講式	—
	2 講座①「これから5ヶ月に学ぶべきこと」	60分
	3 講座②「今、学校で起きていること」	60分
	4 体験談①(小学校)	30分
	5 演習①「名前の呼び方」②「ほんの読み方」	40分
第2日 11月13日(土) 13:00～16:30	1 ワンポイントレッシン	15分
	2 講座③「学級担任24時間」	90分
	3 体験談②(中学校)	30分
	4 演習③「座席の決め方」④「物がなくなったときの対応」	40分
第3日 12月4日(土) 13:00～16:30	1 ワンポイントレッシン	15分
	2 講座④「学級経営と人権教育」	90分
	3 体験談③(小学校)	30分
	4 演習⑤「板書の在り方」⑥「指名の仕方等」	40分
第4日 12月11日(土) 13:00～16:30	1 ワンポイントレッシン	15分
	2 講座⑤「学習指導と学習規律」小・中高等学校別	90分
	3 体験談④(中学校)	30分
	4 演習⑦「聞く・話す活動」⑧「落書きの対応」	40分
第5日 12月18日(土) 10:30～16:30	1 ワンポイントレッシン	15分
	2 講座⑥「生活指導と生活規律」小・中高等学校別	90分
	3 講座⑦「保護者対応」小・中高等学校別	90分
	4 体験談⑤(小学校)	30分
	5 演習⑨「ノート整理の仕方」	20分
	6 メッセージ「教職の素晴らしさ」	—
第6日 2月5日(土) 10:30～15:00	1 講座⑧「はじめの3日、4日をどう乗り切るか」小・中高等学校別	60分
	2 講座⑨「週計画の立て方」	60分
	3 講座⑩「教職に就く覚悟を」	30分
	4 教育委員会面接について	—

機会となっている」

「卒業までの間にすべきことが明確になった」

「自分のすべきことに丁寧な対応がしてもらえるのでありがたい」

「何でも相談できる体制で講座が設定されているのありがたい」

『教職実践セミナー』は、教員養成と採用の接続を大きな目的としつつ、教員採用選考の合格者、補欠合格者、期限付き名簿登載者、講師を希望している者、次年度を想定して学ぼうとする者等が対象であり、実践力を高めるために設定されているセミナーである。

新人教員に必要な実践力と資質能力を論考したが、若手教員が圧倒的に教員構成を占める時代に入り、今後は若手が手を育成していく時代に入るようになる。新人教員を学校のスクーリングリーダーとして育成するまでの道筋を、教員養成系大学の改革とともに学校現場がしなければならぬことは言うまでもないことである。

おわりに

『教職実践セミナー』は、当初大量教員採用の見込み養成と採用の接続の重要性を伝えるために大学の教室を借りてスタートさせた。図書館でいつでも講座の内容が学べるようにしたり、集中講義で一週間開催をしたり、継続して必要性を説明し、現在の大学主催としてキャリア支援課(室)のなかに位置づけられてきた。今後、教員をめざす学生が教職の素晴らしさにふれ、自信と誇りと責任をもって、学校現場に立てるよう教員養成系大学の出口論を明確にした積極的な取組が不可欠となる。

参考文献

靱持勉著 最新!小学校教員育成プログラム『学校運営・学級経営のチェックポイント55』『問題行動対応チェックポイント48』『授業改善のチェックポイント60』すべて明治図書

教員養成と免許制度の変遷(1)

白鳥綱重 文部科学省初等中等教育局教職員課課長補佐

はじめに

今日の教員養成・免許制度が確立したのは、戦後の教育改革においてである。昭和24年に制定された教育職員免許法によりその骨格が定められ、「大学における教員養成」「開放制の教員養成」といった諸原則が、その底流を流れている。これは、幅広い教養と高度な専門知識・技術を備えた人材を求めため、広く大学教育に期待し、一般の大学と教員養成系大学とがそれぞれの特徴を發揮しつつ、両者あいまって教員養成の実を上げていくこととする考え方である。

一方、戦前においては、師範学校における教員養成が原則であった。こうした仕組みはどのような過程を経て成立・発展したのであるだろうか。今回は、明治初期以降の教員養成制度の歴史について、主な動きを中心に、振り返ってみたい。

戦前における教員養成制度

(1) 師範学校制度の導入(明治5年)

明治期の我が国においては、近代化が急務の課題であり、学校の近代化を実現するため、明治5年(1872年)に「学制」が公布された。師範学校が我が国で最初に設立されたのは同年のことであるが、これは「学制」の発布に先駆けて行われたものであり、教員の資格については、師範学校の卒業証書を有することが基礎的要件として求められた(ただし増加する教員需要を満たすため、明治7年には、師範学校で実施する学業試験による資格授与の仕組みも導入された)。

師範学校は、諸外国の制度に倣って取り入れられた制度であり、最初に設立された東京師範学校の教員には、当時、我が国で大学南校の教員をしていたアメリカ人に依頼された。そこでは、師範学校の生徒のうち学力優秀な者(上等生)を小生と見立てて欧米式の教授法により教育し、それと同じ方法により、上等生が他の師範学校の生徒(下等生)

に指導するといった手法がとられた。このような手法を通じ、師範学校の生徒は小学校教授法を体得し、これらの者が各地の師範学校等に派遣され、指導に当たっていくことによって、教員養成の裾野が徐々に広がっていった。

師範学校の設立は、こうして学校の近代化において重要な嚆矢となったところであり、一定の水準を満たした教員集団による教育の実現に向けて、歩み始めていく。

(2) 学校令の制定(明治19年)

―「師範学校令」の制定など―

師範学校は、当初は官立によるものであり、東京を皮切りに宮城、大阪、愛知等において次々と設置されていった。師範学校は、その後間もなく官立としてではなく、各府県による設置へとシフトし、また、女子師範学校が開校されるなど整備が進められていくが、全国的に統一された教員養成制度が確立したのは明治19年(1886年)、いわゆる「学

校令」の一部として「師範学校令」

が制定されたことによる。これにより師範教育は、①尋常師範学校と、②高等師範学校で行われることとなり、①尋常師範学校は小学校教員の養成、②高等師範学校は尋常師範学校の教員の養成をそれぞれ目的とするものとされた。各師範学校の学生

については、明治5年の師範学校設立時より、学費の官費支給が行われてきたが、明治19年の師範学校令においてもこのことが確認されるとともに、各師範学校の卒業生には10年の服務義務が課された。

師範学校令では、師範学校は「教員トナルベキモノヲ養成スル所」であることが明示され、教員が備えるべき気質として、「順良」「信愛」「威重」が位置付けられることで、これら3つの気質は、師範学校における教員養成の基本的な方針となる。他方で、このような師範教育は、軍隊的な規律に範を取った、厳しい生活規律による全寮寄宿制を前提としていたことも背景に、地域社会との乖

離等を招くこととなり、師範教育による教員像は、人物像の画一性や視野の狭さ等、いわゆる「師範タイプ」として、その後批判される対象ともなった。

一方、教員の資格については、明治13年の改正教育令や明治17年の中学校師範学校教員免許規程、明治18年の第3次教育令を経て、明治19年の「諸学校通則」において免許状主義の原則が制度化され、教員は文部大臣または府知事県令が授与する免許状を有する必要があると定められた。さらに小学校教員免許規則では、

小学校教員の免許状の種類として、普通免許状（文部大臣が授与。全国において有効。無期限有効）と地方免許状（府知事県令が授与。当該府県においてのみ有効。無期限又は5年の期間付）の2種類が定められた。また、尋常師範学校、尋常中学校及び高等女学校教員免許状規則では、これらの学校の教員免許状は、高等師範学校卒業生または丁年以上で文部大臣が行う検定に合格した者等に

授与することが定められた。

授与することが定められた。
(3) 「師範教育令」(明治30年)と「教員免許令」(明治33年)

師範学校令(明治19年)はその後廃止されることになり、明治30年(1897年)に「師範教育令」が制定された。これにより、師範教育は、①師範学校、②高等師範学校、③女子高等師範学校で行われることとなり、①師範学校は小学校教員の養成を、②高等師範学校は、師範学校、尋常中学校、高等女学校の教員の養成を、③女子高等師範学校は、師範学校女子部、高等女学校の教員の養成を、それぞれ目的とするものとされた。

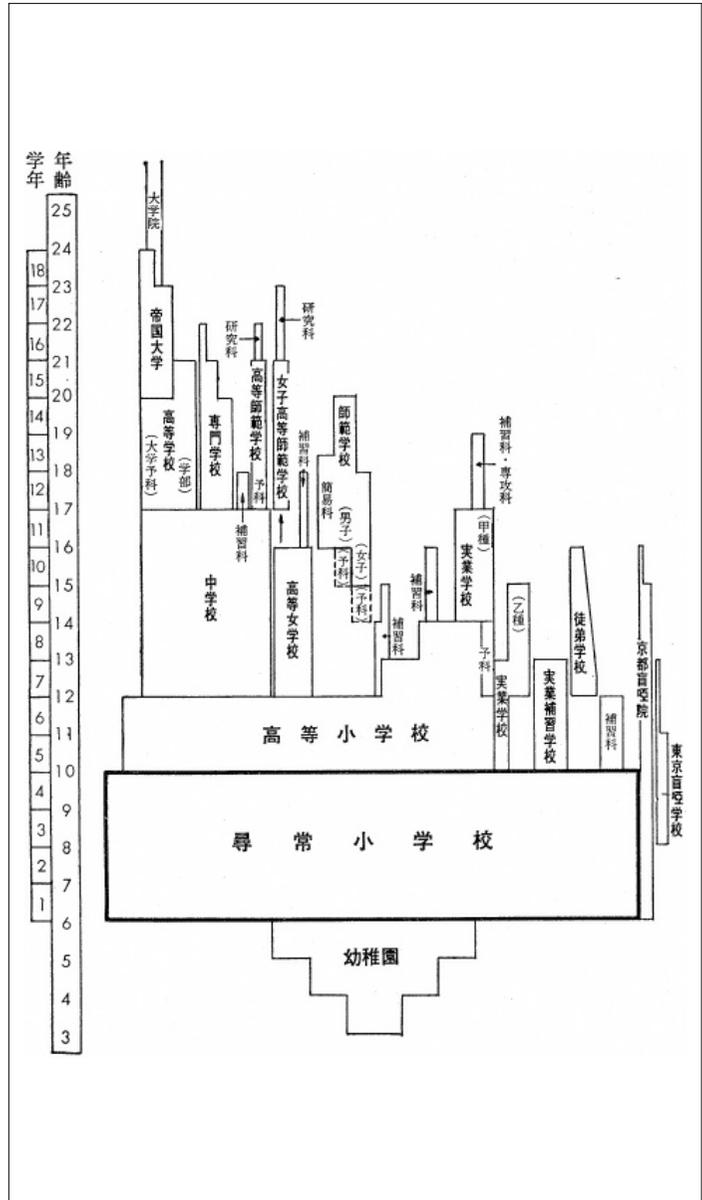
一方、学校教育制度は、明治33年(1900年)の小学校令の改正により、義務教育制度の原型が確立し(図1)、4年の義務教育や授業料の不徴収等が定められるとともに、教員資格に関しては、同年に制定された「教員免許令」により、全ての学校の教員免許に関する統一的な定め

として免許状主義の原則が定められ、教員免許状は、教員養成学校の卒業生または教員検定に合格した者に対し、文部大臣が授与するものとなった。ただし、小学校教員の免許

状については、同年の小学校令の枠組みのもと、普通免許状(文部大臣が授与。全国において有効)と府県免許状(府県知事が授与。当該府県においてのみ有効)の2種類が定められるとともに、府県免許状の授与を受けるためには、師範学校または文部大臣指定の学校を卒業するか、検定に合格することが必要とされた。なお、検定の方式としては、「試験検定」か「無試験検定」のいずれかによることが定められたところである(「無試験検定」は、他の教員免許状の保有者や、一定の学校の卒業生等を対象に無試験による検定を行い、その合格者に免許状を授与する方式である)。

(4) 明治40年の改革の動き
公教育の近代化の取り組みの成果

図1 明治33年 学校系統図 (学制百年史より)



は、就学率の上昇に如実に表れ、明治28年に61%であった小学校の就学率は、10年後の明治38年には96%にまで上昇した。こうした状況を受け、明治40年には小学校令が改正され、義務教育が6年に延長されるとともに、教員数の増加のための取り組みが重要な課題となった。そこで、師範教育改革が行われたが、その中で特に注目されるのが、明治40年(1907年)の師範学校規程による、師範学校本科への第二部の創設である(図2)。これは、高等小学校(3年制)または予備科の卒業者が入学する課程を、師範学校の本科第一部(修業年限4年)として位置

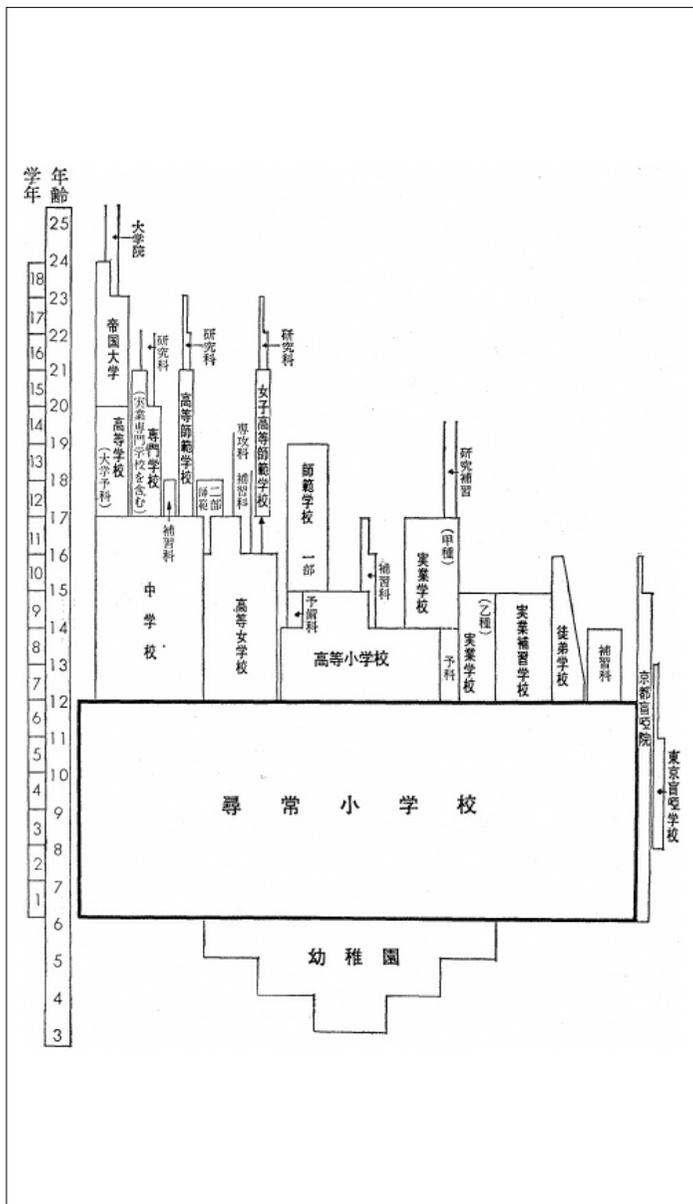
付けるとともに、中学校または高等女学校の卒業者が入学する課程を、新たに本科第二部(修業年限1年)として加えることで、これらの高等普通教育を修了した者についても、師範学校最上級学年に相当する教育を施し、正教員として養成しようとするものである(なお、大正14年に

は、第一部の修業年限が5年に延長され、昭和6年には、第二部の修業年限が2年に延長された)。第二部による教員養成は、徹底した教育者精神の養成と専門的力量の形成を目的とした従来型の師範教育とは対照的に、中学校や高等女学校における自由教育を前提とした新しい教員像を目指すものであり、この改革を機に、第一部と第二部のいずれが教員養成の本体であるかとして、目的養成の考え方を巡る教員養成論争が展開されることとなった。

なお、それまでの師範学校は、学校教育制度とは必ずしも連動せず、教員養成機関としての独立した位置付けであったが、この改革により、中等教育機関と高等教育機関の中間的な位置付けへと変容を遂げることとなった。

(5) 師範教育令の改正(昭和18年) 昭和16年(1941年)の国民学校令の公布により、小学校は国民学校に変わり、その目的も、「皇国ノ

図2 明治41年 学校系統図 (学制百年史より)



道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的練成ヲ為ス」こととされ、戦時下の教育改革が進められていった。師範学校についても、昭和18年に師範教育令が改正され、「皇国ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキ者ノ練成ヲ為ス」ことが目的とされるとともに、師範学校本科は修業年限

3年、入学資格は中学校・高等女学校の修了者または師範学校予科の修了者とされ、専門学校程度の位置付けに格上げされた。また、都道府県立から、官立へと移管されることとなった。

さらに、戦局の激化、悪化とともに、勤労青年教育に当たる教員養成が強く求められるようになり、昭和19年の師範教育令の改正によって、新たに青年師範学校が創設された。

現在の教員養成・免許制度

(1) 師範教育についての反省と教育刷新委員会

師範学校は、前述の通り、昭和18年に専門学校レベルに格上げされたが、多くの時期においては中等教育機関としての位置付けにとどまるとともに、師範学校による教員養成自体、量的な限界がみられ、小学校教員に占める師範学校卒業生は、戦前期を通じて、教職従事者の概ね3割以下にとどまった。また、「師範夕イブ」等、師範教育に対する批判・反省も沸き起こった。

戦後の教員養成改革は、こうした反省等を踏まえ、アメリカ教育使節団の報告書(昭和21年)や教育刷新委員会の建議(昭和22年)などを通じて、形作られていった。アメリカでは既に、第二次大戦終了の時点では、大学で教員養成を行う仕組みが定着しており、こうした教員養成の新しい方向を基礎に、アメリカ教育使節団の報告書では「大学における教員養成」の考え方が示され、我が国において導入されていくことになる。

もつとも、アメリカ教育使節団による報告書は、教職の専門性の育成

という観点から、教員養成は高等教育機関において目的的に行われなければならないとする考え方を前提としたものであったが、プロフェッショナル・スクールの伝統がないそれまでの我が国にとっては、大学において専門職業人を養成するとの考え方は馴染みが薄いものであった。

このため、我が国では、教員養成を行うための教育機関を設けるべきであるとの考え方が一方で、教員養成を意識しない教員養成こそがあるべき姿であるとして、特別の教員養成機関は設けるべきではないとする考え方も根強く、昭和22年の教育刷新委員会の建議では、両者の考え方を包摂しうる考え方として、「芸芸大学」構想が打ち出された。また、同建議では、これとあわせて、教員養成を主たる目的とする大学・学部のみならず、国・公・私立いずれの大学でも教員養成を行えるとする「開放制の教員養成」の原則も打ち出された。

(2) 教育職員免許法の制定(昭和24年)

戦後の教員養成制度は、昭和24年(1949年)の教育職員免許法の制定によりその骨格が定められ、同法に定める基礎資格と必要単位を修得すれば、いずれの大学においても教員免許状が授与されるとする仕組みとすることで、「大学における教員養成」とともに「開放制の教員養成」の原則を具体化した。

一方、同法では、教員の資格について相当免許主義が定められた。これは、教員は学校種・教科別等の各相当の免許状を有する者でなければならず、免許状を有するものであり、教員が教育の専門職であるべきことを目指すものといえる。また、戦後の新しい大学制度の仕組みの下で、旧制の大学、高等学校、専門学校、高等師範学校及び師範学校は、全て単一の4年制の新制大学に再編・移行されるとともに、各都道府県に設置される国立大学には必ず学芸学部(小・中学校の教員養成に必要な課程のほ

か、当該大学の全ての一般教育を担当)または教育学部が置かれることになったことから、これらの点では、目的養成の観点を色濃くみる事ができる。

このように、戦後の教員養成制度は、目的養成を巡る教員養成の様々な考え方の絶妙なバランスのもとに成り立っているものといえる。

(3) 課程認定制度の創設(昭和28年)

新たに導入された教育職員免許法の下において、教員養成カリキュラムの内容・構成は各大学に委ねられる一方、それが教職課程として相応しいものであるかをチェックする仕組みは、導入されていなかった。しかし、教員養成の形骸化が問題視されるようになり、昭和28年(1953年)には、「開放制の教員養成」を原則としつつも、一定の質的水準の維持という観点から、課程認定制度が導入されたところである。すなわち、教員免許状を取得するために必要な単位は、原則として、文部大臣

(現在は文部科学大臣)が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならぬものとされた。

もつとも、現在では、多くの大学が課程認定を受けているところ、課程認定制度の本来の趣旨・目的が達成されているかといった観点から、課程認定審査の実質化や事後評価の強化の必要性など、教職課程の質保証の在り方が課題となっている。これは、教員の質向上の在り方に直接関わる問題であり、現在行われている中央教育審議会(教員の資質能力向上特別部会)の審議においても、教職課程の質保証の在り方は、重要な論点の一つとして取り上げられているところである。

参考文献

- ・文部省『学制百年史』(昭和47年)
- ・辻信吉編著『教職―その歴史と展望』(ぎょうせい、昭和52年)
- ・教員養成・免許制度研究会編集『教員免許ハンドブック』(第一法規、平成2年)
- ・文部科学省法規研究会著『教員制度と学校システム―その一―十四』『週間教育資料』(日本教育新聞社、平成15年~平成16年)